

(別紙)

埼玉県よろず支援拠点事業における事務業務等に係る 労働者派遣業務 仕様書

1 件名

埼玉県よろず支援拠点事業における事務業務等に係る労働者派遣業務

2 派遣元

派遣元は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定により労働者派遣事業の許可を受けている者とする。

3 業務場所

公益財団法人埼玉県産業振興公社（以下「公社」という。） 大宮事務所 他
(さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックスティビル10階)

4 派遣期間

令和8年1月5日～令和10年3月31日

上記派遣期間にかかるわらず、令和8年度以降の収入支出予算においてこの契約に係る金額について増減又は受託できなかった場合、派遣期間及び派遣人数を変更することができる。

5 業務日

月曜日から金曜日までの毎日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。

6 派遣先での業務時間

(1) 派遣先での業務時間

9時から17時まで

(2) 休憩時間

1時間（概ね12時から13時までとなるが、公社の業務に支障がある場合はこの限りでない。）

(3) その他

必要に応じて、労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令の規定に基づき時間外業務を命じることがある。

7 配置先及び派遣人数

(1) 最大派遣人数9名

(2) 派遣元は、本仕様書に定める業務を行うために必要な人員を確保し、派遣開始の5日前までに派

派遣労働者の情報を公社に通知する。

(3) 配置先等

配置先	担当事業名	指揮命令者	最大派遣人数	最少派遣人数
経営支援グループ	埼玉県よろず支援拠点	経営支援グループリーダー	9	2

※組織又は事業の見直し等により、期間中に変更となる場合がある。

※令和8年1月～令和8年3月までは最大2名、最少2名。

令和8年4月～令和9年3月までは最大5名、最少2名。

令和9年4月～令和10年3月までは最大9名、最少5名を想定とする。

8 業務内容

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）（以下「政令」という。）第4条第3号に該当する業務。
- (1) ワード、エクセル等を使用しての資料作成
 - (2) 業務システムを使用したデータ入力
 - (3) 相談申込の受付、予約管理（電話、webサイト等）
 - (4) コーディネーターの活動管理等に関する業務（交通費、謝金の計算、申請書類の作成、活動実績の取りまとめ、スケジュール管理サポート、コーディネーターの相談記録等のチェック）
 - (5) 電話、郵便、電子メール等の取次ぎ及び返信、報告
 - (6) セミナー、相談会、その他イベントの運営に関する業務（運営補助、連絡調整及び社内決裁手続き等）
 - (7) その他埼玉県よろず支援拠点に係る庶務業務（書類整理及び管理、来客者の案内及び取次ぎ、施設の環境整備等）

9 派遣労働者の条件

- (1) 直近3年間で企業等において、一般事務等の実務経験を継続して1年以上有する者であること。
- (2) 公社が行う公益事業の一端を担う立場としての必要なマナー、接遇等の知識・能力、情報セキュリティの基本知識を身につけている者。
- (3) 下記の基本的なパソコン操作ができること。
 <必要なスキル>
 - グループウェア
 - ：カレンダー・スケジュール管理、メール・コミュニケーション機能の操作、ファイル共有・ドキュメント管理、ワークフロー申請・承認機能、タスク管理・進捗報告、効率的な情報検索
 - メールの送信
 - ：基本操作、適切な件名と本文の作成、電子ファイル添付、メールの管理と整理など
 - Microsoft Word : 文書作成、書式の設定、編集、図表の作成・挿入
 - Microsoft Excel : データ入力、集計、編集、表作成、簡単な関数（四則演算やカウント）
 - オンライン会議ツール : 会議の設定と参加、ファイルのアップロードと管理
 - CRM（顧客管理システム） : 基本操作（閲覧、テキスト入力と編集）

- ・電話応対経験を十分に有していること
<利用経験があると望ましいスキル>
- ・公社で利用しているグループウェアはサイボウズ（株）Garoon、CRM（顧客管理システム）はkintone及びSalesforce、オンライン会議ツールはMicrosoft teams及びZoomを使用しているため、これらのシステム及び類似したシステムの操作経験があれば尚望ましい。

10 派遣料金の支払い

- (1) 公社は派遣元に対して派遣料金を月額で支払うものとし、その金額は派遣労働者1人1時間当たりの単価（次項に定める実働時間がある場合は、次項の規定に基づき算出した額）に当該月の派遣労働者の実働時間を乗じて得た額とする。
- (2) 次の各号に定める実働時間がある場合、当該実働時間に係る派遣労働者1人1時間当たりの単価は、契約金額にそれぞれ次の区分に定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。
- ①1日の実働時間が8時間を超える場合、その超えた実働時間 100分の125
 - ②休日に勤務した場合 100分の135
 - ③深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に勤務した場合は、①中「100分の125」とあるのは「100分の150」と、②中「100分の135」とあるのは「100分の160」とする。
 - ④①の実働時間及び②の実働時間（日曜日を除く）の実働時間が1か月について60時間を超える場合は、超える部分について、①中「100分の125」とあるのは「100分の150」と、②中「100分の135」とあるのは「100分の150」と、③中「100分の150」とあるのは「100分の175」、「100分の160」とあるのは、「100分の175」とする。
- (3) 派遣料金には、通勤手当、労働保険料及び社会保険料、諸経費を含むものとする。

11 遵守事項

(1) 守秘義務

派遣元及びその派遣労働者は、本契約業務の遂行において知り得た秘密及び個人情報を漏洩してはならない。本契約期間終了後も同様とする。

また、派遣元は、その派遣労働者（その職を退いた後も含む。）が本契約業務の遂行において知り得た秘密及び個人情報を漏洩しないよう、派遣労働者に対し周知及び遵守状況の監督その他必要な監督を行うこととする。

(2) コンプライアンス及び情報セキュリティ

派遣元は、派遣労働者に対し、公社が定めるコンプライアンス規程、情報セキュリティポリシーその他公社の規程等に従う義務があることを周知し、これを遵守させるものとする。派遣労働者がこれらに違反した場合、派遣元は公社の求めに応じて適切な是正措置を行うものとする。

12 派遣労働者の交替

- (1) 派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く本契約の目的を達し得ない場合、公社は派遣元にその理由を示し、派遣労働者の交

替を要請することができる。

- (2) 派遣元は、派遣元の都合により派遣労働者を交代する場合には、原則として交替する日の30日前までに公社に連絡すること。

13 代替人員の確保

派遣労働者が、派遣労働者の休暇や欠勤などの理由により、勤務できない場合には、派遣元は代替の派遣労働者を派遣することとする。

ただし、公社が代替の派遣労働者の派遣を必要でないとした場合には、この限りではない。

14 引継

- (1) 派遣元は、新たな派遣労働者（代替を含む。）を派遣する場合及び派遣労働者の派遣先での配置替えを行う場合、当該派遣労働者に対して、公社が必要と認める期間、業務の引継を現任の派遣労働者に行わせるとともに、業務に支障のないよう必要な措置を講ずるものとする。

- (2) (1) の規定は、派遣元の変更に伴う場合であっても、同様に行うものとする。

15 業務記録に関する報告等

派遣労働者は、業務記録書を作成し、派遣元は、各月ごとに業務をとりまとめ、これを公社に報告するものとする。

16 派遣労働者を無期雇用労働者又は60歳以上のものに限定するか否かの別

本契約は派遣労働者を無期雇用労働者又は60歳以上のものに限定しない

17 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

派遣終了後、派遣労働者を派遣先が雇用する場合は、職業紹介を経由して行うこととし、手数料等は双方協議のうえ定めるものとする。

18 派遣労働者の不正等への対応及び契約の解除

派遣労働者に次の事項に該当する行為があった場合、公社は当該派遣労働者の派遣の打ち切りについて、派遣元に要請するものとし、派遣元は派遣労働者の交替を含めた適切な措置を講じなければならない。

派遣労働者の行為の結果、公社の業務に支障が生じた場合、公社は派遣元との契約を解除することができるものとする。また発生した損害に対しては、派遣元、派遣労働者に対し損害賠償を求めることができる。

- (1) 派遣労働者に、不正の行為があったとき。
- (2) 派遣労働者が、正当な理由なく業務を著しく遅延させ、又業務に着手しないとき。
- (3) 派遣労働者が、正当な理由なく公社の指示に従わないとき。
- (4) 派遣労働者の作業状況が、著しく誠意を欠くものと認められるとき。
- (5) 派遣労働者に、守秘義務違反に該当する事実があったとき。

19 社会・労働保険加入の通知

派遣元は、社会保険及び労働保険に加入の必要がある派遣労働者を派遣する場合には、派遣労働者の同保険への加入状況を公社に通知するものとする。

20 契約金額

派遣労働者1人1時間あたりの派遣単価について、契約を締結するものとする。

ただし、時間外及び休日労働については、契約金額に割増分を加算するものとする。

21 その他

本仕様書に定めのない事項に関しては、別途協議の上決定する。